

平成26年4月30日

## 行政文書の開示の実施方法等申出書

環境大臣殿

氏名又は名称

鶴岡真子美

住所又は居所

連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

## 1 行政文書開示決定通知書の番号等

\* 日付 平成26年4月14日  
 文書番号 環自総発第1404044号

## 2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

* 行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
平成23年度及び平成24年度における「福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務」に係る企画書、措置請求書、予定価格調書等ほか5点	A4版文書85枚(うちカラー12枚)	1 閲覧	①全部200円 (実支払額200円) ②一部 ( )
	A3版文書19枚 計104枚(うちカラー12枚)	2 白黒で複写したものの交付	①全部1,040円 (実支払額1,040円) ②一部 ( )
		3 カラーで複写したものの交付	①全部1,160円 (実支払額1,160円) ②一部 ( )
		4 スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	①全部1,140円 (実支払額1,140円) ②一部 ( )
		5 スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	①全部1,160円 (実支払額1,160円) ②一部 ( )

3 開示の実施を希望する日 平成 年 月 日 金急希望

4 「写しの送付」の希望の有無  有  無 : 同封する郵便切手の額 140円

開示実施手数料 <u>1160</u> 円	
--------------------------	--

\* 担当課等

自然環境局総務課動物愛護管理室

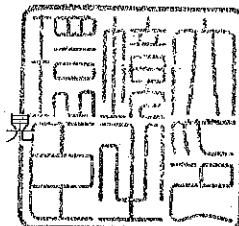
TEL: 03-3581-3351 内線 6656



平成26年4月14日

## 行政文書開示決定変更通知書

鶴田 真子美 様

環境省大臣  
石原伸晃

平成24年10月22日付けで請求のありました行政文書の開示について、平成25年1月14日付け環境総発第1301041号（以下「前回通知」という。）で一部開示決定としたところですが、このたび、情報公開・個人情報保護審査会からの答申等を踏まえ、前回通知を一部取消し、一部を開示することとしましたので、行政不服審査法第47条第3項及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき通知します。

## 記

## 1 開示する行政文書の名称

## (1) 業務請負に関する契約書およびその関連書類

- ・平成23年度及び平成24年度における「福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務」に係る企画書、措置請求書、予定価格調査書等
- ・「平成23年度福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務」の変更契約に係る書類

## (2) 請負業者から提出された報告書その他業務遂行の内容に関する文書

## ア 平成23年度

- ・福島県警戒区域内における被災ペットの保護活動への職員派遣について
- ・保護収容動物報告票

## イ 平成24年度

- ・設計概要書等
- ・保護収容動物等一覧表

## 2 不開示とした部分とその理由

別紙のとおり

\* この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

### 3 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等 \*同封の説明事項をお読みください。
- 開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられますので、  
 (2) に記載された日時のうち、ご都合のよい日を選択して下さい。  
 <請求時に希望された実施の方法>  
 なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法  
 によることもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額(算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額
A4判文書85枚 (うち白黒73枚 カラー12枚) A3判文書19枚 (うち白黒19枚 カラー0枚) 合計104枚 (うち白黒92枚 カラー12枚)	①閲覧	100枚までにつき100円	200円 (実支払額200円)
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	1,040円 (実支払額1,040円)
	③複写機によりカラーで複写したものの交付	白黒部分：用紙1枚につき10円 カラー部分：用紙1枚につき20円	1,160円 (実支払額1,160円)
	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	1,140円 (実支払額1,140円)
	⑤スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	1,160円 (実支払額1,160円)

(注) CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課までご連絡ください。

#### (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成26年4月21日から5月30日まで（土・日曜日、祝日を除く。）の9:30～17:00（12:00～13:00を除く。）

場所：環境省情報公開閲覧室 千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館19階20号室

#### (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料（見込み額）：白黒又はカラーでの複写の場合 定形外郵便 500gまで400円

；CD-R又はDVD-Rの複写の場合 定形外郵便 100gまで140円

#### \* 担当課等

自然環境局総務課動物愛護管理室  
TEL：03-3581-3351 内線 6656

## 2. 不開示とした部分とその理由

各文書における法人等の印影については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示としました。

各文書における、法人等の担当者の氏名及びメールアドレスについては、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、法第5条第1号に該当し、同号イに該当する事情も認められないとため、不開示としました。

企画書のうち、法人独自の提案等が記載された部分については、作成法人の持つ技術的情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示としました。

各文書における、地方公共団体の職員の携帯電話番号については、一般に公開されているものではなく、特定の個人に関する情報であり、これらを公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、法第5条第1号に該当するため不開示としました。

保護収容動物報告票等における動物を保護した場所のうち、依頼主等の住所が記載された個人に関する情報については、特定の個人を識別することができる情報であることから、法第5条第1号に該当し、同号イに該当する事情も認められないとため、住所表記の一部を不開示としました。

平成26年4月14日

鶴田 真子美 様

環境省大臣官房総務課  
情報公開閲覧室

異議申立てに係る決定書の謄本等の送付について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平成25年2月17日付けで提起された異議申立てに係る「決定書」の謄本を送付しますので、ご査収ください。

また、これに伴い「行政文書開示決定変更通知書」が発出されましたので、同封の「行政文書の開示の実施方法等申出書」に必要事項をご記入の上、環境省大臣官房総務課情報公開閲覧室あてに折り返しお送りください。

お手数をおかけしますがどうぞよろしくお願い申し上げます。

環境省大臣官房総務課情報公開閲覧室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

担当 畑中・安西

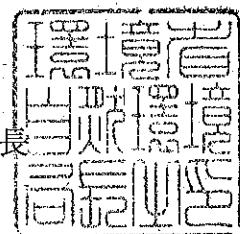
電話03(3581)3351 内線6179

FAX03(3593)3070

環自総発第 1404044 号  
平成 26 年 4 月 14 日

異議申立人  
鶴田 真子美 殿

環境省自然環境局長



決定書の謄本の送達について

あなたが平成 25 年 2 月 17 日付けで提起された異議申立てについて決定されたので、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 48 条において準用する同法第 42 条第 2 項の規定に基づき、決定書の謄本を送付します。

環自総発第 1404044 号

## 決 定 書

異議申立人

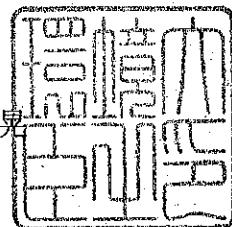
つくば市二の宮 2-7-20

鶴田 真子美

平成 25 年 1 月 4 日付け環境総発第 1301041 号により環境大臣が行った、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づく開示決定に対し、上記異議申立人から平成 25 年 2 月 17 日付けをもって提起された異議申立てについては、主文のとおり決定する。

平成 26 年 4 月 14 日

環境大臣 石原伸晃



主 文

本件異議申立てに係る処分を一部取消し、不開示とした部分のうち、別紙 3 及び別紙 5 に掲げる部分を開示することとし、その余の部分は不開示を維持する。

### 不 服 の 要 旨

#### 1 異議申立てに至る経緯

本件異議申立ては、異議申立人が法第 4 条に基づき行った「平成 23 年度及び 24 年度福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務」に関し、1. 落札業者である一般財団法人自然環境研究センターが提出した企画書及びその添付書類の一切ほか 3 点」の開示請求に対し、環境大臣（以下「処分庁」という。）が法第 5 条第 1 号、同条第 2 号イ及び同条第 6 号柱書きに規定する

不開示情報に該当するとした部分を除き開示決定したところ、異議申立人は、不開示とした部分は、いずれも法第5条各号に掲げる不開示情報に該当しないことから、不開示とした部分全てについて開示すべきであるというものである。

## 2 異議申立人の主張

異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

### (1) はじめに

平成25年1月4日付け環境総発第1301041号行政文書開示決定通知中、不開示決定がなされた行政文書は全部で11点あるが、そのいずれについても、不開示の決定は違法であり、開示決定がなされるべきある。

以下、順に述べる。

### (2) 企画書について

ア 企画書について、不開示とした理由は、「作成法人の持つ技術的情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当する」というものである。

イ しかし、企画書は、環境省が実施した「福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務」に関して、入札に参加した業者が作成・提出したものであり、落札すれば当該業者が同省から委託を受けた業として実施したはずの内容が記載されているものである。したがって、実際に落札した業者のものは、国の委託事業として公金を利用して国民のために実施されている内容を示すものであるから、その内容は国民に開示されて当然である。落札できなかつた業者のものも、落札を目指して同省に提出されたものであり、落札した場合は国の委託事業として実施されていたはずであるから、当該業者としてみれば、企画の内容が国民に知れることは当然の前提としていたはずである。

このように、その内容が当然国民の知るところとなることを前提として環境省に提出された文書の内容は、それを公開したからといって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害さないことは明らかである。むしろ、企画内容が国民に知れたら困るような業者は、国の委託事業への入札参加などすべきではないのである。

### (3) 企画書等審査の採点表における委員ごとの素点及び素点の合計について

ア 企画書等審査の採点表における委員ごとの素点及び素点の合計について、不開示とした理由は、「公にすることにより、特定の委員への不当な圧力が加えられるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが

あり、法第5条第6号柱書きに該当する」というものである。

イ まず、上記の不開示理由は、法第5条第6号柱書きに該当するというものであるが、同法同条同号は、不開示とするのを相当とする事由について、イ～ホに渡って具体的に挙げているところ、その具体的に挙げられた事由のいずれへの該当性も指摘していない。上記の決定は、同号の柱書きに「その他」とあるので、この文言に該当するものと考えたのかも知れないが、不開示とした理由が条文の文言のどこに該当するのかも明示されておらず、理由の体をなしていない。結局、この点については、不開示とされる理由がないものと判断される。

ウ 次に、個々の委員が行った採点の内容は、当該委員が当該任務に適任であったか否か、適正に任務を遂行しているかどうかを監視するためにも開示される必要がある。また、それを開示することによって「特定の委員へ不当な圧力が加えられる」ということであるが、それが開示されることによって直ちに上記のような事態に結びつく必然性があるとは言えない。また、もし当該委員の行った採点が不適正・不公正なものであった場合にはその委員が個人的に指摘されても当然のことであるし、圧力が本当に不当なものであったならば相手にしなければいいだけのことである上、場合によっては業務妨害罪等で告訴をする等の手続も可能である。いずれにしても、個々の委員が行った採点等の内容を公開することによって、特定の委員への不当な圧力が加えられることによって、当該事務の適正な遂行に支障が生ずることはまずあり得ない。

### (4) 企画書等審査・選定結果通知書及び採点表における選定されなかった法人の名称について

ア 企画書等審査・選定結果通知書等について、不開示とした理由は、「当該事実が公にされることにより、応募案件に係る当該法人等に対する評価にとどまらず、当該法人全体に対する評価及び他の関連事業遂行能力等に関する評価までも不当に低下させるおそれがあり、法第5条第2号イに該当する」というものである。

イ しかし、審査や選定結果の内容が適正なものであれば、まさに当該法人の能力等に関する適正な判断がなされたはずであるから、適正な評価が示されているはずである。適正な評価の結果として低い評価がなされている場合は、不当に低い評価がなされているのではないかから、必要以上に社会的評価を低下させることはないはずである。また、環境省の評価自体が不適正であり、その結果低い評価がなされている場合は、指摘されるべきは環境省であるから、当該法人の社会的評価が低下させられることにはならない。それから、「他の関連事業遂行能力等に関する評価までも不当に低下させる恐れがある」という点は、抽象的な可能性に過

ぎず、上記文書を不開示にすべき理由としては適格性を欠く。

(5) 予定価格を公表していない契約案件の措置請求書、予定価格調書並びにその内訳書及び見積書における一部の数量、単価及び金額について

ア 予定価格を公表していない契約案件の措置請求書等について、不開示とした理由は、「公にすることにより、今後の同種業務の予定価格が類推され、契約に係る事務に関し国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、法第5条第6号ロに該当する」というものである。

イ しかし、予定価格が公表されなかった案件についても、入札・契約が行われることによって、予定価格が推定され得る上、爾後の同種業務においては、必ずしも以前の年度と全く同一内容の業務とはならないから、予定価格が同一の値段になるとは限らない。したがって、上記の文書が公開されたからといって、国の財産上の利益や当事者としての地位を不当に害することにはならない。

(6) 保護収容動物報告票等における動物を保護した場所について

ア 保護収容動物報告票等における動物を保護した場所について、不開示とした理由は、「依頼主等の住所が記載された個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、法第5条第1号に該当し、同号ただし書イに該当する事情も認められない」というものである。

イ しかし、保護収容動物を保護した場所は、必ずしも個人の住所とは限らないはずである。このような場所は特定の個人を識別することができる情報には該当しない。

ウ また、仮に保護した場所が依頼主個人の住所であったとしても、字名や町名程度までの開示をすることは可能なはずである。全く開示をしないという決定には合理性がない。

(7) 各文書における法人等の印影について

ア 各文書における法人等の印影について、不開示とした理由は、「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当する」というものである。

イ しかし、法人等の印影は当該法人がその作成文書において対外的に堂々と用いているものであり、隠さなければならないようなものではない。しかも、それらの印影を開示することによって、当該法人のどのような権利や競争上の地位が侵害されるのか不明である。上記の理由は全く合理性を欠いている。

(8) 各文書における法人等の担当者の氏名について

ア 各文書における法人等の担当者の氏名について、不開示とした理由は、

「個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、法第5条第1号に該当し、同号ただし書イに該当する事情も認められない」というものである。

イ しかし、法人の担当者は、法人の職員として行動を行っているのであり、当該担当者個人として行動をしているのではないから、そもそも「個人に関する情報」とは言えない。このような情報は、当該事業に関する情報であるというべきである。

(9) 各文書における国又は地方公共団体の一部の電子メールアドレス及び電話番号について

ア 各文書における国又は地方公共団体の一部の電子メールアドレス等について、不開示とした理由は、「一般に公開されておらず、いたずらや偽計に使用されることにより、国又は地方公共団体の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当する」というものである。

イ しかし、このような理由の摘示の仕方が理由の体をなしていないことは、前記(3)と同様である。

ウ 次に、国や地方公共団体のメールアドレスが一般に公開されていないというのは、むしろそのようなものを公開してないことが問題であり、このようなことが文書不開示の理由とされではならない。

エ また、一般に公開されると偽計に使用されるなどというのは、極めて抽象的なそれにすぎず、上記の情報が公開されることと国等の業務に支障が出るということとの間に因果関係があるとは言えない。したがって、この点は不開示とされる理由にならない。

(10) 各文書における国又は地方公共団体の車両ナンバーについて

ア 各文書における国又は地方公共団体の車両ナンバーについて、不開示とした理由は、「一般に公開されておらず、国又は地方公共団体の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当する」というものである。

イ しかし、このような理由の摘示の仕方が理由の体をなしていないことは、前記(3)と同様である。

ウ 次に、国や地方公共団体の車両ナンバーが一般に公開されていないというのは、むしろそのようなものを公開してないことが問題であり、このようなことが文書不開示の理由とされではならない。

エ また、車両のナンバーが開示されることによって、何故国等の事務等に支障が生ずるのか、不明であると言わざるを得ない。したがって、この点は不開示とされる理由にならない。

(11) 各文書における法人及び国又は地方公共団体の職員の携帯電話番号に

について

ア 各文書における法人等の職員の携帯電話番号について、不開示とした

理由は、「一般に公開されているものではなく、特定の個人に関する情報であり、これらを公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、法第5条第1号に該当する」というものである。

イ しかし、法人や国等の職員が用いている携帯電話は、法人や国等の携帯電話であり、当該個人が個人的に契約している携帯電話ではなく、当該法人や国等の携帯電話である。したがって、そのような携帯電話の電話番号は、個人に関する情報ではない。

(12) 請求書及び支出決定決議書における法人の振込先口座情報について

ア 請求書等における法人の振込先口座情報について、不開示とした理由は、「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第2号イに該当する」というものである。

イ しかし、法人の振込先口座については、各法人は一般に自らの取引銀行を公開していることが通常であり、その口座番号も隠さなければならぬようなものではない。しかも、それらの口座番号を開示することによって、当該法人のどのような権利や競争上の地位を侵害することになるのか、全く不明というほかはない。上記決定は合理性を欠いている。

(13) まとめ

以上に述べたとおり、本件において不開示とされたものは、いずれも合理性を欠いた決定である。

それら不開示決定は直ちに取り消されるべきであり、開示決定がなされるべきである。

## 判 断

1 本件請求文書について

本件開示請求は、別紙1に掲げる行政文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙2に掲げる文書1ないし文書9を本件対象文書として特定した上でその一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分を取消し、不開示部分の開示を求めているところ、処分庁において改めて検討した結果、原処分で不開示とした部分のうち別紙3に掲げる以下の部分を新たに開示することとした。

(1) 企画書について

企画書の提出に当たり添付されていた送付状については、改めて検討し

た結果、印影を除き、法第5条第2号イに該当するおそれがないことから、開示することとする。

また、企画書の表紙、1ページ目の業務の基本方針を記載した部分については、改めて検討した結果、既に開示している仕様書とほぼ同じ内容であるため開示することとする。

さらに、企画書に添付されている「エコアクション21認証・登録証」については、当該法人がエコアクション21の認証・登録を受けていることが、エコアクション21事務局のホームページで確認できたことから、法人の印影を除き開示することとする。

しかしながら、法人の担当者名、担当者のメールアドレスについては、法第5条第1号に該当するため、引き続き不開示とする。

(2) 保護収容動物報告票等における動物を保護した場所について

動物を保護した場所については、犬猫を所有していた個人から、自宅住所等の情報を聞き取ったものであるため、個人情報が多く含まれているが、改めて検討した結果、小学校、公民館、店舗等の住所、わな番号等については、個人情報の特定が難しいと考えられるため、開示することとする。

(3) 各文書における法人等の担当者の氏名について

各文書における獣医師の名前については、法第5条第1号に該当するため不開示とする。なお、本件業務に従事する獣医師は、その業務の性質上、被災動物の収容環境の改善等を訴える団体等からの誹謗中傷を受けることが予想され、氏名を公にすることで、当該獣医師の営む医院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イにも該当するものである。

一方、各文書における建築士の名前や登録番号については、改めて検討した結果、法第5条第2号イに該当するようなおそれなく、開示すべきものと考えられたことから、開示することとする。

(4) 各文書における国又は地方公共団体の車両ナンバーについて

各文書における、地方公共団体の車両ナンバーについては、一般に公開されておらず、公にすることにより地方公共団体の業務の遂行に支障を及ぼすおそれから不開示としていたところ、改めて検討した結果、当該支障を及ぼすおそれは少ないものと考えられたことから、開示することとする。

(5) 各文書における法人及び国又は地方公共団体の職員の携帯電話番号について

地方公共団体の職員の携帯電話番号について、いずれも個人において契約したものであるとしていたところ、改めて確認した結果、一部公用の番号も含まれていた。なお、公用の携帯電話番号についても、公開はされておらず、公にすることにより、当該部署とは無関係の苦情電話等がなされ

る等により、地方公共団体の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とするものである。なお、地方公共団体の固定電話の番号については、一部不開示としていたところ、改めて確認したところホームページ等で公開されている情報も含まれていたことから、それについては開示することとする。

以下、本件対象文書の見分結果に基づき、処分庁がなお不開示とすべきとしている部分、すなわち、別紙4に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書を見分するに、本件対象文書は、平成23年度及び同24年度「福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務」に係る企画書、仕様書等の契約関係書類とそれに関連した書類であって、本件不開示部分は、別紙4に掲げる部分となっている。

(2) 別紙4に掲げる本件不開示部分のうち、文書1について

ア 法第5条第1号該当性（法人の担当者名及びメールアドレスについて）  
一般財団法人自然環境研究センター（以下「自然研」という。）が作成した平成23年度及び同24年度企画書提出の際の送付状（行政文書）に記載されている担当者名及びメールアドレスについては、法第5条第1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書いないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該情報は、個人識別部分に該当すると認められることから、法第6条第2項による部分開示の余地はなく、不開示としたことは妥当である。

### イ 法第5条第2号イ該当性

（ア）企画書の一部について

i 当該不開示部分には、環境省から示された仕様書に沿って自然研が企画した提案内容である「福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務」の具体的な内容、実施計画、実施体制等が詳細に記載されているものと認められる。これは、当該法人の独自の創意工夫によって作成された提案であり、当該法人の内部情報であって秘匿性が高いものであると認められる。

よって、当該不開示部分は、一般に、これを公にした場合、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するものと解されるが、本件においては、平成23年度前記企画に係る業務の完了後に作成された報告書（文書4）

が原処分で一部開示されていることから、同開示部分の記載内容を踏まえ、当該不開示部分の不開示情報該当性について、更に検討することとする。

ii まず、平成23年度企画書の中で検討会の構成員として複数名の氏名等が提案されており、報告書（文書4）の中では検討会に出席した委員の氏名等が記載され、開示されている。企画書に記載されているのはあくまで構成員の案であり、企画書に記載された構成員が必ずしも委員に選ばれるものではなく、報告書（文書4）に記載されている委員と企画書に記載されている構成員が一致しない場合もある以上、報告書（文書4）に記載されている委員の氏名等が公にされているからといって、企画書に記載されている構成員の氏名等が公になっているものとは言えない。

また、平成23年度企画書に記載されている業務の実施計画と報告書（文書4）に記載され、開示されている業務の実施結果を比較したことろ、両者はほぼ同一内容であると認められたものの、その表現方法を異にしており、企画書で用いられた表現方法はそれ自体が企業ノウハウの一つと評価できるものであった。

したがって、原処分で一部開示された報告書（文書4）の記載内容を踏まえても、上記企画書の不開示部分は、法第5条第2号イに該当するものと認められる。

iii 次に、平成23年度企画書の中で紹介されている先行事例2件と同一の事例が報告書にも記載され開示されているが、企画書の2件の事例の記載内容を確認すると、報告書に記載された内容とは異なる部分が散見され、この2件の事例の記載内容については、それ自体が企業のノウハウの一つとして評価できるものであるから、法第5条第2号イに該当すると認められる。

しかしながら、報告書（文書4）に記載されている事例4件については、ホームページ等で紹介されるなど、いずれも保護動物の譲渡に関して知られている事例であると解され、企画書の2件の事例の件名部分、すなわち、別紙5の区分1、開示すべき部分欄に掲げる部分については、これを公にしても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと認められるから、法第5条第2号イに該当せず、開示すべきである。

iv さらに、仕様書が原処分で開示されていること、また、環境省が企画書の募集を行う公示の際に、別紙様式AないしEを含む平成23年度及び同24年度の「福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務の概要及び企画書作成事項（以下「企画書作成事項」という。）」

が、企画書の提出期限まで同省のホームページに掲載されていたことから、当該仕様書の記載内容及び企画書作成事項に照らして検討するに、別紙5の区分2、開示すべき部分欄に掲げる部分は、仕様書の記載から容易に推察できる部分、又は、企画書作成事項に記載され、あるいは、そこから容易に推察できる部分、若しくは企画書という文書の性格上当然に記載されるものと推察できる部分である。したがって、これを公にしても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないことから、法第5条第2号イに該当せず、開示すべきである。

v. その他の不開示部分については、そもそも報告書（文書4）や仕様書には記載がなく、また、記載があったとしてもその内容が大きく異なっているものであるから、前記iのとおり、法第5条第2号イに該当するものと認められる。

(イ) 法人の印影について

自然研の印影については、法人によって文書が真正に作成されたことを示す認証機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められる。

したがって、当該法人の印影については、これを公にすると同社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法第5条第2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 選定されなかった法人名について

平成24年度「福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務」において選定されなかった法人名については、一般に、法人等にとって、どのような業務に応募したかという情報は内部管理情報であって、選定された場合は別として、通常は競合他社には知られたくない情報であり、ましてや選定されなかったという情報は秘匿したい情報であると解される。そして、当該業務案件において選定されなかった事実を公にすることは、当該業務案件に係る当該法人等に対する評価のみにとどまらず、当該法人等全体に対する評価及び他の関連業務遂行能力等に関する評価までを低下させるおそれがあることを否定することはできず、当該法人等の競争上の地位を害するおそれがあるものと認められるので、選定されなかった法人名については、法第5条第2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 法第5条第6号柱書き該当性（各選定委員の採点部分について）

平成23年度及び同24年度「福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務」に係る企画書等の各審査項目について各選定委員が採点する部分については、原処分により、各選定委員の氏名は開示され

ていることから、各選定委員のそれぞれの採点状況が公になると、特定委員への不当な圧力が加えられるなど、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるので、各選定委員の採点部分については、法第5条第6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 法第5条第6号ロ該当性（予算額等について）

本件業務のような契約においては、毎年同じ仕様により定型的、継続的に契約を行っているものではない。そうすると、平成23年度及び同24年度「福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務」に係る措置請求書における価格及び予定価格調書の一部並びに平成24年度福島県動物救済本部ランニングコスト概算の一部、福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務経費内訳書の一部については、当該不開示部分を公にしても、今後の同種業務に係る予定価格が類推されるおそれではなく、契約に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれはないことから、別紙5の区分3、開示すべき部分欄に掲げる部分は、法第5条第6号ロに該当せず、開示すべきである。

(3) 別紙4に掲げる本件不開示部分のうち、文書2について

事務局の氏名、担当者名については、各職員に係る法第5条第1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、当該各職員は公務員等ではないので、氏名が公にされているとする事情もないため、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該情報は、個人識別部分に該当すると認められることから、法第6条第2項による部分開示の余地はなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 別紙4に掲げる本件不開示部分のうち、文書3について

ア 法第5条第1号該当性

(ア) 担当者の連絡先等について

自然研等の職員名及び連絡先、また、緊急連絡先として登録された携帯電話番号については、各職員に係る法第5条第1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該情報は、個人識別部分に該当すると認められることから、法第6条第2項による部分開示の余地はなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 動物を保護した住所（字、町名以下などの詳細部分）

保護収容動物報告票に係る「保護場所」には、動物を保護した場所が記載されているところ、これは、依頼主等から、飼養していた自宅住所等を聞き取り、これを基に保護作業を進めたため、依頼主等の住所の字、町名以下などの詳細部分が保護場所として記載されているものである。そうすると、当該不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書いなしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該情報は、特定個人の住所の字、町名以下などの詳細部分であって、個人識別部分そのものであり、これ以上細分化して除外するのは困難であると認められることから、法第6条第2項による部分開示の余地はなく、不開示としたことは妥当である。

イ 法第5条第6号柱書き該当性（連絡先電話番号及びメールアドレス等）  
環境省職員の連絡先電話番号及びメールアドレスについては、一般に公となっているものではなく、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、環境省が必要とする際の連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法第5条第6号柱書きに該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

(5) 別紙4に掲げる本件不開示部分のうち、文書4について（事務局氏名について）

事務局の氏名については、前記（3）のとおり、法第5条第1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

(6) 別紙4に掲げる本件不開示部分のうち、文書5について（法人の印影について）

自然研の印影については、前記（2）イ（イ）のとおり、これを公にすると同社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法第5条第2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 別紙4に掲げる本件不開示部分のうち、文書6について

ア 法第5条第1号該当性

(ア) 事務局の氏名、担当者名、調査員名及び電話番号について

事務局の氏名、担当者名、調査員名及び電話番号については、各職員に係る法第5条第1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書いなしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該情報は、個人識別部分に該当すると認められることから、法第6条第2項による部分開示の余地はなく、不開示としたことは妥当

である。

(イ) 動物を保護した住所について

保護収容動物報告票に係る「保護場所」については、前記（4）ア（イ）のとおり、法第5条第1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

イ 法第5条第2号イ該当性（獣医師名について）

獣医師名については、法第5条第2号に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報に当たるところ、これまでに、被災動物の収容環境の改善等を訴える団体等から劣悪な保護環境を是認しているなどといった誹謗中傷や動物を早く保護してほしい等の苦情が現に処分庁に対し多く寄せられており、業務の性質上、当該業務に携わっている獣医師も、氏名を公にすることで、前記同様の誹謗中傷や苦情を受けることが予想され、本件業務における獣医師の配置状況なども考慮すると、当該獣医師の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法第5条第2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 法第5条第6号柱書き該当性（連絡先電話番号について）

環境省自然環境局担当課の電話番号については、一般に公となっているものではなく、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、緊急時の際の連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法第5条第6号柱書きに該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

(8) 別紙4に掲げる本件不開示部分のうち、文書7について（担当者名について）

動物収容施設の図面に係る担当者名については、前記（3）のとおり、法第5条第1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

(9) 別紙4に掲げる本件不開示部分のうち、文書8について（法人の印影について）

ア 自然研の印影については、前記（2）イ（イ）のとおり、これを公にすると同社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法第5条第2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 一級建築士の印影については、事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、文書が真正に作成されたことを示す認証機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められる。

したがって、一級建築士の印影については、これを公にすると、当該事業を営む個人の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるの

で、法第5条第2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(10) 別紙4に掲げる本件不開示部分のうち、文書9について

ア 法人の印影

自然研の印影については、前記(2)イ(イ)のとおり、これを公にすると同社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法第5条第2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 振込先金融機関名等

自然研に係る振込先金融機関名、預貯金種別及び口座番号については、法人の内部管理情報であり、法人の事業活動において取引関係者に対し、必要な場合にのみ示されるものであるから、これを公にすることは、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、当該部分については、法第5条第2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、処分庁の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法第5条第1号、第2号イ並びに第6号柱書き及び同号口に該当するとして不開示とした決定については、処分庁がなお不開示すべきとしている部分のうち、別紙5の開示すべき部分欄に掲げる部分以外の部分は、同条第1号、第2号イ及び第6号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別紙5の開示すべき部分欄に掲げる部分は、同条第2号イ及び第6号口のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断し、行政不服審査法第47条第3項の規定に基づき、主文のとおり決定するものである。

なお、本決定は、本件異議申立てに係る情報公開・個人情報保護審査会の答申(平成25年度(行情)答申第409号)を尊重したものである。

教 示

この決定に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(なお、この期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には決定の取消しの訴えを提起することができない。)に国を被告として決定の取消しの訴えを提起することができる。

別紙1 (本件開示請求文書)

平成23年度及び24年度福島県警戒区域内のペットの保護及び飼育管理業務に関し、

- 1 落札業者である一般財団法人自然環境研究センターが提出した企画書及びその添付書類の一切
- 2 業務委託に関する契約書及びその関連書類一切
- 3 委託された業務に関し、業者から提出された報告書その他業務遂行の内容(内部被ばく量調査の実施や捕獲、生息状況調査、捕獲活動、捕獲器等物品の購入、臨時シェルター設置に関わるすべての下請け作業の内容、その関連文書を含む)に関して記された文書の一切
- 4 これまでに業者に対して支払われた金員を明らかにする文書(下請け業者からの見積書・請求書、下請け業者に対する領収書、人件費、シェルター建設費を含む)

別紙2 (本件対象文書)

- 文書1 平成23年度及び平成24年度における「福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務」に係る企画書等審査基準及び採点集計結果表、企画書等審査・選定結果通知書、措置請求書、契約書、仕様書  
 文書2 平成23年度福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務に関する検討会資料  
 文書3 平成23年度福島原発20km圏内のペットの保護活動に係る職員派遣への協力依頼文書  
 文書4 平成23年度福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務報告書  
 文書5 平成24年度防火対象物使用開始届出書  
 文書6 平成24年度福島県警戒区域内における被災ペットの保護活動実施内容  
 文書7 平成24年度福島県三春町における臨時シェルター（動物収容施設）の設置について  
 文書8 平成24年度許可申請書（仮設建築物等）  
 文書9 平成23年度福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務に係る見積書、請求書、支払決定決議書

別紙3 (新たに開示する部分)

区分	年度	文書名	当初不開示部分	新たに開示する部分
文書1	23	福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務企画書	企画書等の一部	送付状（法人の印影、担当者氏名及びメールアドレスを除く。）
	24			企画書の表紙 業務の基本方針 エコアクション21認証・登録証（法人の印影を除く。）
文書3	23	保護収容動物報告票	保護場所の一部	小学校、公民館、店舗等の住所、わな番号等
	24		保護場所住所等の一部	
文書3	23	福島県警戒区域内の被災ペット保護活動への職員派遣について	職員の連絡先（携帯電話番号、固定電話番号）、地方公共団体の車両ナンバー	職員の連絡先（固定電話番号に限る。） 地方公共団体の車両ナンバー
文書6	24	設計概要書	一級建築士の登録番号、氏名	全て
文書8	24	設計概要書	一級建築士の登録番号、氏名、印影	一級建築士の登録番号、氏名

別紙4（なお不開示とした部分）

区分	年度	文書名	不開示部分	該当条文
文書1	23	福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務企画書	企画書等の一部	法第5条第2号イ
	24		法人の担当者名及びメールアドレス	法第5条第1号
	23	契約書	法人の印影	法第5条第2号イ
	24			法第5条第2号イ
	23	変更契約書	法人の印影	法第5条第2号イ
	23			法第5条第2号イ
	24			法第5条第2号イ
	23	福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務に係る企画書等審査基準及び採点集計	選定各委員の採点部分	法第5条第6号柱書き
	24		選定各委員の採点部分	法第5条第6号柱書き
	23		選定されなかった法人名	法第5条第2号イ
文書2	23	措置請求書	価格（予定価格）	法第5条第6号口
	24		予算額、内訳の一部及び人件費内訳の一部	法第5条第6号口
	23	福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務予定価格調書	予算額、内訳の一部及び人件費内訳の一部	法第5条第6号口
	24		予算額、内訳の一部及び人件費内訳の一部	法第5条第6号口
	24	企画書等審査・選定結果通知書	選定されなかった法人名	法第5条第2号イ
文書3	23	福島県動物救護本部ランニングコスト概算	各シェルター概算予算の計及び計	法第5条第6号口
	24		各シェルター概算予算及び説明	法第5条第6号口
	23	福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務経費内訳書	金額、経費内訳及び備考	法第5条第6号口
	24		金額、経費内訳及び備考	法第5条第6号口

		随意契約理由書	選定されなかつた法人名	法第5条第2号イ
文書2	23	福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務に関する検討会	事務局の氏名	法第5条第1号
	24	生息状況ヒアリング結果	担当者名	法第5条第1号
	23	環境省・福島県による警戒区域内の被災ペット（犬・猫）保護活動事業について	担当者名	法第5条第1号
文書3	23	福島原発20km圏内のペットの保護活動に係る職員派遣への協力依頼（予告）	環境省担当者の電話番号、メールアドレス、メーリングリストのアドレス及び福島県生活衛生課のメールアドレス	法第5条第6号柱書き
	24	福島県警戒区域内の被災ペット保護活動への職員派遣について	職員の連絡先（携帯電話番号）	法第5条第1号
	23	福島第一原子力発電所20km圏内に設定された警戒区域内におけるペット（犬・猫）保護活動に係る人員の派遣について	環境省担当者の連絡先	法第5条第6号柱書き
	24	現地担当者の連絡先	環境省自然環境局連絡先	法第5条第1号
	23	緊急連絡体制図	個人名及び電話番号	法第5条第6号柱書き
	24	被災ペット保護活動工程	個人名	法第5条第1号
	23	保護収容動物報告票	保護場所の一部	法第5条第1号
	24			
	23			
	24			

文書4	23	3. 検討会の開催及び資料2の議事抄録	事務局名	法第5条第1号
文書5	24	防火対象物使用開始(変更)届出書	法人の印影	法第5条第2号イ
文書6	24	保護活動工程(案)	獣医師名	法第5条第2号イ
		被災ペット保護活動工程	担当者名 獣医師名	法第5条第1号 法第5条第2号イ
		緊急連絡体制図	環境省自然環境局連絡先 個人名及び電話番号	法第5条第6号柱書き 法第5条第1号
		12月1日から23日及び9月6日から10月2日までの調査員別作業表	調査員名	法第5条第1号
文書7	24	保護収容動物報告票及び保護収容動物(イヌ、ネコ、メッシュ番号別表)	保護場所住所等の一部	法第5条第1号
		図面	担当者名	法第5条第1号
		許可申請書(仮設建築物等)	法人の印影	法第5条第2号イ
文書8	24	委任状	法人の印影	法第5条第2号イ
		設計概要書	一級建築士の印影	法第5条第2号イ
		見積書	法人及び代表者の印影	法第5条第2号イ
文書9	23	請求書	法人及び代表者の印影	法第5条第2号イ
			金融機関名、預貯金種別及び口座番号	法第5条第2号イ

		支出決定決議書	金融機関名、預貯金種別及び口座番号	法第5条第2号イ
--	--	---------	-------------------	----------

別紙5 (開示すべき部分)

区分	文書	年度	ペー ジ	開示すべき部分
1	1	23	6	8行目及び19行目(図は行数に含めない。)
2	1	23	2	1行目ないし5行目、14行目及び15行目
			3	1行目ないし4行目、12行目及び24行目
			4	1行目
			6	1行目
			8	1行目ないし3行目
			9	1行目ないし3行目及び31行目
			10	1行目、2行目 表中左から1列目、表中2行目の左から3列目
				表中12行目、15行目、17行目、20行目、22行目、25行目、27行目、30行目、32行目及び35行目
			11	1行目及び2行目(ただし、月、日、件数を除く)
			12	1行目 表中左から1列目、表中2行目の左から3列目
				表中13行目、16行目、21行目、24行目、29行目、32行目、38行目及び41行目
			13	表中左から1列目、表中2行目の左から3列目
				表中16行目、19行目、25行目、28行目、34行目、37行目、39行目、42行目、44行目及び46行目
			14	表中左から1列目、表中2行目の左から3列目
				表中10行目、13行目、18行目、21行目、26行目、29行目、34行目、37行目、41行目及び44行目
			15	表中左から1列目、表中2行目の左から3列目
				表中11行目、14行目、16行目、19行目、21行目、24行目、26行目、29行目、31行目及び34行目
			16	表中左から1列目、表中2行目の左から3列目

				表中12行目、15行目、21行目、24行目、26行目、29行目、31行目、34行目、39行目及び42行目
17				表中左から1列目、表中2行目の左から3列目
				表中11行目、15行目、20行目、23行目、28行目及び31行目
18				表中左から1列目、表中2行目の左から3列目
				表中10行目、13行目、19行目、22行目、24行目、27行目、29行目及び32行目
19				表中左から1列目、表中2行目の左から3列目
				表中11行目、14行目、22行目、25行目、31行目、34行目、36行目及び38行目
20				表中左から1列目、表中2行目の左から3列目
				表中11行目、14行目、20行目及び23行目
21				1行目及び2行目
				表中左から1列目
22				1行目
				表中左から1列目
24				1行目ないし3行目、12行目、19行目及び20行目
				3 1行目及び20行目
25				4 1行目及び9行目
				5 16行目
26				6 1行目
				8 1行目
27				9 1行目
				10 1行目ないし3行目
28				12 1行目ないし3行目及び37行目
				13 1行目及び2行目
29				表中左から1列目、表中2行目の左から3列目

			表中12行目、15行目、17行目、20行目、23行目、26行目、28行目、31行目、33行目及び36行目
14			1行目及び2行目（ただし、月、日、件数を除く）
15			1行目 表中左から1列目、表中2行目の左から3列目
			表中13行目、16行目、18行目、21行目、24行目、27行目、34行目及び37行目
16			表中左から1列目、表中2行目の左から3列目 表中13行目、16行目、23行目、26行目、35行目及び38行目
17			表中左から1列目、表中2行目の左から3列目 表中15行目、18行目、20行目、23行目、26行目、29行目、35行目、38行目、44行目及び47行目
18			表中左から1列目、表中2行目の左から3列目 表中10行目、13行目、15行目、18行目、21行目、24行目、29行目、32行目、38行目及び41行目
19			表中左から1列目、表中2行目の左から3列目 表中11行目、14行目、16行目、19行目、22行目、25行目、27行目、30行目、32行目及び35行目
20			表中左から1列目、表中2行目の左から3列目 表中13行目、16行目、18行目、21行目、24行目、27行目、29行目、32行目、38行目及び41行目
21			表中左から1列目、表中2行目の左から3列目 表中11行目、14行目、16行目、19行目、22行目、26行目、31行目及び34行目
22			表中左から1列目、表中2行目の左から3列目 表中11行目、14行目、23行目、26行目、32行目及び35行目
23			表中左から1列目、表中2行目の左から3列目

			表中11行目、14行目、20行目及び23行目
24			表中左から1列目、表中2行目の左から3列目 表中13行目、16行目、21行目、24行目、29行目及び31行目
25			1行目、2行目 表中左から1列目
26			表中左から1列目
ないし 28			
29			全部

(注) ページ数は平成23年度及び同24年度の企画書に付されたページ数である。

区分	文書	年度	文書名	開示すべき部分
3	1	23	措置請求書 平成23年度福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務予定価格調査書及び次のページの人件費内訳	不開示部分全部
		24	措置請求書 平成24年度福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務予定価格調査書及び次のページの人件費内訳 福島県動物救護本部ランニングコスト概算（別紙3）	
			平成24年度福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務経費内訳書（別紙5）	

環自總發第 1404044 号

この謄本は、原本と相違ないことを認証する。

平成 26 年 4 月 14 日

環境大臣 石原伸晃

